

平成19年度京都市立洛風中学校転入学者募集要項を次のとおり定める。

平成19年1月19日

京都市教育委員会

## 平成19年度京都市立洛風中学校転入学者募集要項

平成19年度京都市立洛風中学校（以下「洛風中学校」という。）の転入学者の募集は、洛風中学校に転入学を希望する者（以下「転入学希望者」という。）に対し、この要項の定めるところにより行う。

### 1 転入学希望者の資格

転入学希望者の資格は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 京都市立中学校に在籍している者又は京都市立小学校6年に在籍しており京都市立中学校への進学が予定されている者のうち不登校（年間30日以上欠席）又は不登校傾向にある者
- (2) 転入学希望者及び保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準じる者として京都市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（生活の本拠とする所とする。）が京都市の区域内又は八幡市八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原並びに久御山町大字大橋辺にある者

### 2 洛風中学校転入学者の募集

- (1) 洛風中学校において、平成19年度転入学者を募集する。
- (2) 転入学者の募集は、この要項により生徒指導課長が行う。
- (3) 募集は、年間2回実施する。第1回募集による転入学日は5月1日（火）とし、第2回募集は別途生徒指導課長が定める。ただし、第1回募集で募集定員に達した場合、第2回募集は行わない。第2回募集の実施の有無については、6月29日（金）までに公告する。
- (4) 募集人員は、第1回募集及び第2回募集を合計して次のとおりとする。  
第1学年から第3学年まで合計して約20名程度

### 3 転入学に関する相談

- (1) 転入学希望者及び保護者は、在籍校の校長（以下「在籍校長」という。）と、不登校を解消する様々な方法について検討し、洛風中学校へ転入学することが適当であるかどうか相談する。
- (2) 在籍校長は、転入学希望者及び保護者に対する在籍校としての支援方法

を十分に検討したうえで、在籍校以外での活動の場が必要であると判断した場合、京都市教育委員会が設置する不登校相談支援センター（以下「支援センター」という。）の手續に従い相談の申請をする。

- (3) 支援センターでは、面接による相談及びセンター活動（体験的活動）を行う中で、転入学希望者及び保護者に対して、適切な指導・助言を行う。
- (4) 転入学希望者及び保護者は、別途指示する日までに、転入学申請書（様式1）を提出すること。

#### 4 転入学者の内定

- (1) 転入学に関する検討は、教育長の諮問に基づき、京都市立洛風中学校就学検討委員会（以下「就学検討委員会」という。）が行う。

教育長は、就学検討委員会の意見を踏まえ、3月23日（金）までに転入学者の内定を行う。

- (2) 教育長は、保護者及び在籍校長に内定通知を行う。ただし、平成18年度の在籍校と平成19年度の在籍校が異なる場合（小学校を卒業し、中学校に入学する場合を含む。）は、平成19年度の在籍校長に再度通知を行う。

#### 5 体験入学

- (1) 体験入学は、転入学内定者に対して、洛風中学校長が実施する。

なお、転入学内定者は、原則として体験入学実施期日の全日程に参加すること。

- (2) 実施期日及び実施場所

実施期日	実施場所
平成19年4月17日（火） から同月20日（金）まで	京都市立洛風中学校 （京都市中京区姉小路通東洞院東入曇華院前 町706番地の3）

#### 6 転入学者の決定

- (1) 内定を受けた転入学希望者（以下「転入学内定者」という。）は、体験入学に参加した後、最終の意思確認として、転入学する場合は転入学意思確認書（様式2）を、辞退する場合は転入学辞退届（様式3）を提出すること。

- (2) 教育長は、転入学意思確認書を提出した転入学内定者を転入学者として決定し、保護者に転入学決定通知書を交付する。

#### 7 その他

教育委員会は、転入学希望者及び保護者又は在籍校に対して、転入学の検討に必要な書類の提出を求めることがある。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)